

# 全日本吹奏楽コンクール予選宮城県大会 実施規定

## 第1章 総 則

(大会名称)

第1条 この大会は、「全日本吹奏楽コンクール予選第〇〇回宮城県大会」と称する。

(実 施)

第2条 全日本吹奏楽コンクール予選宮城県大会(以下、県大会)は、各地区大会で推薦された吹奏楽団体が参加して毎年実施する。

(各地区吹奏楽連盟)

第3条 選出母体たる地区吹奏楽連盟(以下、地区連盟)は、次の通りとする。

- (1) 仙台青葉・泉地区連盟
- (2) 仙台宮城野・若林・太白地区連盟
- (3) 名取・仙南地区連盟
- (4) 多賀城・石巻地区連盟
- (5) 大崎・栗原地区連盟
- (6) 登米・本吉地区連盟

(会場・日時)

第4条 実施会場・日時などの必要事項は、宮城県吹奏楽連盟役員会(以下、役員会)で決める。

- 2 役員会は、毎年3月末日迄に、翌年度の開催要項を決める。

## 第2章 実施部門および参加人員

(実施部門)

第5条 実施部門は次の通りとし、加盟団体は所属する1つの部門に参加できる。

- (1) 小学校の部
- (2) 中学校の部
- (3) 中学校小編成の部
- (4) 高等学校の部
- (5) 高等学校小編成の部
- (6) 大学の部
- (7) 職場・一般の部

(参加人員)

第6条 各部門の参加人員は次の通りとする。

- (1) 小学校の部・・・・・・・・自由
- (2) 中学校の部・・・・・・・・50名以内
- (3) 中学校小編成の部・・・・・・・・25名以内
- (4) 高等学校の部・・・・・・・・55名以内
- (5) 高等学校小編成の部・・・・・・・・30名以内
- (6) 大学の部・・・・・・・・55名以内
- (7) 職場・一般の部・・・・・・・・65名以内

地区予選の申込人員を超えることはできない。指揮者は、この人員に含まれない。

## 第3章 資 格

(参加資格)

第7条 参加資格は各地区連盟に加盟している団体で次の通りとする。

- (1) 小学校の部  
団体構成メンバーは、同一小学校に在籍している児童とする。
- (2) 中学校の部・中学校小編成の部  
団体構成メンバーは、同一中学校に在籍している生徒とする。  
(同一経営の学園内小学校児童、小中一貫校の小学生の参加は認める。)  
ただし、小編成の部への参加は前年度中学2年生以下の部員が20名以内の団体、もしくは宮城県吹奏楽連盟に認められた団体とする。

(3) 高等学校の部・高等学校小編成の部

団体構成メンバーは、同一高等学校および中等教育学校に在籍している生徒とする。

(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒，中高一貫校の中学生の参加は認める。)

ただし，小編成の部への参加は前年度高校2年生以下の部員が25名以内の団体，もしくは宮城県吹奏楽連盟に認められた団体とする。

(4) 大学の部

団体構成メンバーは，同一大学に在籍している学生とする。

(5) 職場・一般の部

団体構成メンバーは，当該団体の団員とする。ただし第3項に該当するメンバーおよび職業演奏家の参加は認めない。

2 加盟団体が，同一部門に重複して参加することは認めない。

3 同一奏者が，その年度内に二つ以上の団体に重複して参加することを認めない。

4 課題曲・自由曲は同一の奏者が演奏しなければならない。ただし，楽器の持ち替えは認める。

5 前年度までに東日本学校吹奏楽大会に3年連続出場した団体は，同じ部門への参加は認めるが，審査を受けて県代表となった場合，代表次点の団体も東北大会に推薦する。

(指揮者)

第8条 指揮者の資格については制限しないが，課題曲・自由曲とも同一人が指揮することとする。

2 同一指揮者が，同一部門の二つ以上の団体に重複して指揮をすることを認めない。

(入賞取消)

第9条 参加団体の資格に疑義がある時は，出場を停止または入賞を取り消すことができる。

#### 第4章 課題曲・自由曲および演奏時間

(編成)

第10条 編成は次のとおりとする。

①課題曲はスコアに指定された編成とする。

②自由曲の編成は，木管楽器・金管楽器・打楽器(擬音楽器を含む)とする。

ただし，コントラバス・ピアノ・チェレスタ・ハープの使用を認める。

③自由曲の歌声については，スキャット・ハミングは認めるが，歌詞は認めない。

(審査)

第11条 参加団体は，課題曲1曲と自由曲1曲を演奏して審査を受ける。組曲は1曲とみなす。ただし，小学校・小編成は，自由曲のみを演奏して審査を受ける。

(課題曲)

第12条 課題曲は，全日本吹奏楽連盟で決定されたその年度のものをを用いる。

(演奏曲目)

第13条 課題曲および自由曲は，地区予選に用いたものとする。

(著作権)

第14条 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。許諾を受けずにコンクールに出場することは認めない。

(演奏時間)

第15条 演奏時間は、課題曲と自由曲を含めて12分以内とする。ただし、小学校と小編成の部は、自由曲のみ7分以内とする。

第16条 演奏時間が超過した場合は、審査の対象としない。

(演奏順序)

第17条 部門順序と演奏順序は、その年の役員会において決定する。

## 第5章 表彰および代表

(審査員)

第18条 審査員は、役員会で選出し、会長が委嘱する。

2 審査員は7名とする。

3 審査方法は、別に定める審査内規による。

(表彰)

第19条 表彰は、各部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

2 県代表団体にトロフィーを贈る。

3 小学校の部・中学校の部・高等学校の部で、それぞれの最も優れた演奏をした団体に海鋒義美賞を贈る。

(県代表)

第20条 参加団体の中から、その年度に東北吹奏楽連盟から指定された数の団体を全日本吹奏楽コンクール東北大会に推薦する。

2 前年度全日本吹奏楽コンクールで金賞を受賞した団体は、地区大会で演奏した上で、県大会に出場するものとする。

3 東北大会演奏順序は、県代表団体責任者による「完全抽選」で決定する。

## 第6章 地区代表

(地区代表)

第21条 各地区連盟は、地区代表団体を決定し、地区大会翌日までに県吹連へ推薦・報告する。

(推薦団体数)

第22条 各地区連盟は、各部門別に6月中旬までに各団体から参加登録を受け付け、部門ごとの総数を県吹連事務局まで報告する。各地区推薦団体数については6月末の役員会で決定する。

(参加費用)

第23条 参加に要する費用については、参加団体の負担とする。

## 第7章 その他

(共催・後援・協賛)

第24条 県大会の実施にあたって役員会が必要と認めた場合は、共催および後援、協賛団体を持つことができる

2 共催および後援、協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

(実行委員)

第25条 県大会実行委員は県吹連役員が中心となってあたる。

(実施要項)

第26条 その他の開催上の細目については、常任理事会が定める。

(改定)

第27条 この規定は、総会の議決により改定することができる。

#### 附 則

この規定は、平成28年4月16日より実施する。

この規定は、平成29年4月15日より改正実施する。

この規定は、平成30年4月14日より改正実施する。

#### 吹奏楽コンクール宮城県大会 審査内規

第1条 この内規は、吹奏楽コンクール宮城県大会実施規定第18条に基づき、審査方法と賞の決定、代表の決定方法について定めるものである。

(金銀銅賞の決定方法)

第2条

審査員は、課題曲と自由曲を総合して、A(金)、B(銀)、C(銅)の3段階で評価する。

2 審査員は、審査説明会で示されたA・B・Cの数を厳守し、審査を行う。

3 A・B・Cの数については、その年度ごとの役員会で定める。

4 賞の基準は次の通りとする。

A=3点、B=2点、C=1点と換算し、審査員合計点の上位から3分の1ずつを目安に金賞、銀賞、銅賞とする。

(代表の決定方法)

第3条 審査員はA(金)に該当すると思う団体の中から、県代表数に基づき上位順を表明する。ただし、同順位は認めない。

2 代表決定方法は次の通りとする(代表数4の場合)。

第1位=1点、第2位=2点、第3位=3点、第4位=4点、第5位=5点それ以外のA評価=6点、B評価=7点、C評価=8点と読み替え、その合計点数の少ない団体から代表とする。

3 2で決着がつかない場合は、審査員の投票で決める。

第4条 審査結果の処理は、会長から委嘱された3名によって構成する判定委員会が行う。

第5条 第2条、第3条に基づいて、会長が賞と代表を承認・決定する。

第6条 審査一覧表は、出演団体に渡す。

第7条 この内規は、総会の議決により改定することができる。

#### 附則

この内規は、平成28年4月16日より実施する。

全日本小学校バンドフェスティバル宮城県大会 実施規定

## 第1章 総 則

(大会名称)

第1条 この大会は、「第〇〇回全日本小学校バンドフェスティバル宮城県大会」と称する。

(実 施)

第2条 全日本小学校バンドフェスティバル宮城県大会（以下、県大会）は、小学校部門に加盟する団体が参加して、毎年実施する。

(各地区大会)

第3条 各地区大会は行わず、県大会を開催する。

(会場・日時)

第4条 実施会場・日時などの必要事項は、宮城県吹奏楽連盟役員会（以下、役員会）で決める。

2 理事会は、毎年3月末日迄に、翌年度の開催要項を決める。

## 第2章 参加資格

(参加資格)

第5条 参加資格は、宮城県吹奏楽連盟（以下、県吹連）に登録された小学校で、構成メンバーは、当該小学校に在籍している児童とする。なお、複数の小学校による合同バンドを認める。

2 出演者が二つ以上の団体に重複して参加することは、認めない。

(入賞取消)

第6条 参加団体の資格に疑義のある時は、出場を停止または入賞を取り消すことができる。

## 第3章 演奏・演技

(参加人員)

第7条 参加人員は、自由とする。

(編成)

第8条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心にしたものを原則とする。なお、手具の使用は任意とする。ただし、メジャーバトンやフラッグ等を放り投げることはできない。

(演奏時間)

第9条 演奏時間は、7分以内とする。なお、演奏時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。

第10条 演奏時間が超過した場合は、審査の対象としない。

(演奏曲目)

第11条 演奏曲目は、自由とする。

(著作権)

第12条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。許諾を受けなくて大会に出場することは認めない。

(演奏形態)

第13条 演奏形態は、自由とする。

(服装)

第14条 服装等は、自由とする。

(演奏順序)

第15条 演奏順序は、県吹連事務局において決める。

#### 第4章 表彰・審査・代表

(表彰)

第16条 表彰は金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

2 県代表団体にトロフィーを贈る。

(審査員)

第17条 審査員は、役員会で選出し、会長が委嘱する。

2 審査員は5名とする。

3 審査方法は、別に定める審査内規による。

(代表)

第18条 参加団体の中から、全日本マーチングコンテスト宮城県大会代表とあわせて7団体を全日本小学校バンドフェスティバル東北大会と全日本マーチングコンテスト東北大会に推薦する。ただし、小学校バンドフェスティバルの代表数は最大4団体までとする。また、東日本学校吹奏楽大会に参加する団体は推薦しない。

#### 第5章 その他

(参加費用)

第19条 参加に要する費用は、参加団体の負担とする。

(共催・後援・協賛)

第20条 県大会実施にあたって役員会が必要と認めた場合は、共催および後援・協賛団体を持つことができる。

2 共催および後援、協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

(実行委員)

第21条 県大会実行委員には、県吹連役員が中心となってあたる。

(実施要項)

第22条 その他の開催上の細目については、常任理事会が定める。

(改定)

第23条 この規定は、総会の議決により改定することができる。

#### 附則

この規定は、平成28年4月16日より実施する。

この規定は、平成29年4月15日より改正実施する。

この規定は、平成30年4月14日より改正実施する。

## 小学校バンドフェスティバル宮城県大会 審査内規

- 第1条 この内規は、小学校バンドフェスティバル宮城県大会実施規定第16条に基づき審査および判定について定めるものである。
- 第2条 審査員は、「演奏技術」「総合表現」2項目について10段階で評価する。
- 第3条 審査結果の処理は、理事長から委嘱された3名によって構成する判定委員会が行う。
- 第4条 判定委員会は、審査員の評価に基づき、各部門ごとに金・銀・銅の三段階にグループ分けする。ただし、グループ分けが困難な場合、金・銀・銅の比率は3：4：3を目安とする。また、東北代表選出方法は次の通りとする。
- ① 評価を点数に換算し、総合得点の高い団体を代表とする。
  - ② ①で決着がつかない場合は、審査員の投票で決める。
- 第5条 第4条に基づいて、会長が賞と代表を承認・決定する。
- 第6条 審査票と審査一覧表は、出演団体に渡す。
- 第7条 この内規は、総会の議決により改定することができる。

### 附則

この内規は、平成28年4月16日より実施する。  
この規定は、平成29年4月15日より改正実施する。

# 全日本マーチングコンテスト宮城県大会 実施規定

## 第1章 総 則

(大会名称)

第1条 この大会は、「第〇〇回全日本マーチングコンテスト宮城県大会」と称する。

(実 施)

第2条 全日本マーチングコンテスト宮城県大会（以下、県大会）は、中学校、高等学校、大学、職場・一般部門に加盟する団体が参加して、毎年実施する。

(各地区大会)

第3条 各地区大会は行わず、県大会を開催する。

(会場・日時)

第4条 実施会場・日時などの必要事項は、宮城県吹奏楽連盟役員会（以下、役員会）で決める。

2 理事会は、毎年3月末日迄に、翌年度の開催要項を決める。

## 第2章 実施部門および参加資格

(実施部門)

第5条 実施部門は「中学校の部」「高等学校以上の部」「ビギナーの部」とする。「ビギナーの部」は「中学校の部」「高等学校以上の部」への導入段階として東北吹奏楽連盟が独自に設定している部門である。

(参加資格)

第6条 参加資格は、宮城県吹奏楽連盟（以下、県吹連）に登録された団体で次の通りとする。

(1) 中学校

団体構成メンバーは、同一中学校に在籍している生徒とする。  
(同一経営の学園内小学校児童、小中一貫校の小学生の参加は認める。)

(2) 高等学校

団体構成メンバーは、同一高等学校および中等教育学校に在籍している生徒とする。  
(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒、中高一貫校の中学生の参加は認める。)

(3) 大学

団体構成メンバーは、同一大学に在籍している学生とする。

(4) 職場

団体の構成メンバーは、当該団体の団員とする。ただし第2項に該当するメンバーおよび職業演奏家の参加は認めない。

(5) 一般

団体の構成メンバーは、当該団体の団員とする。ただし第2項に該当するメンバーおよび職業演奏家の参加は認めない。

2 出演者が二つ以上の団体に重複して参加することは、認めない。

## 第3章 演奏演技

(参加人員)

第7条 各部門の参加人員は80名以内とする。ただし、ドラムメイジャーはこの人



数に含まない。

2 指揮者は置いてもよい。

(演奏方法)

第8条 参加団体は別に定めた規定課題を行わなければならない。規定課題はその年度の全日本吹奏楽連盟が決定したものとす。ただし、ビギナーの部は任意の2つの規定課題を行うものとする。

(編成)

第9条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器(擬音楽器を含む)とする。

2 電子楽器(エレキベースを含む)、ピアノ、チェレスタ、ハープの使用は認めない。また、メジャーバトンやフラッグ等を放り投げることはできない。

3 歌声については、スキヤット・ハミング・歌詞を認める。

(演奏時間)

第10条 演奏時間は6分以内とする。演奏時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。演奏時間を超過した場合は、審査の対象としない。ただし、ビギナーの部の演奏時間は5分以内とする。

(演奏曲目)

第11条 演奏曲目は、自由とする。

(著作権)

第12条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。許諾を受けないで大会に出場することは認めない。

(演奏順序)

第13条 演奏順序と部門順序は県吹連事務局において決定する。

#### 第4章 審査・表彰・代表

(審査員)

第14条 審査員は、役員会で選出し、会長が委嘱する。

2 審査員は5名とする。

3 審査方法は、別に定める「マーチングコンテスト宮城県大会審査内規」による。

(規定審判員)

第15条 規定課題を判定する規定審判員を2名おく。

2 規定審判員は県連盟役員が行う。

3 減点の基準については、「マーチングコンテスト宮城県大会審査内規」による。

(表彰)

第16条 表彰は、金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

2 県代表団体にトロフィーを贈る。

(代表団体数)

第17条 参加団体の中から全日本小学校バンドフェスティバル宮城県大会と合わせて7団体を推薦する。ただし、小学校バンドフェスティバルの代表数は最大4団体までとする。

2 県代表7団体の他に、ビギナーの部に参加した団体は、県大会で演奏した後に東北大会に参加できることとする。

3 2年連続してビギナーの部で東北大会に出場した団体は、次年度ビギナーの

部に参加できない。

## 第5章 その他

(参加費用)

第18条 参加に要する費用は、参加団体の負担とする。

(共催・後援・協賛)

第19条 県大会実施にあたって役員会が必要と認めた場合は、共催および後援・協賛団体を持つことができる。

2 共催および後援、協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

(実行委員)

第20条 県大会実行委員には、県吹連役員が中心となってあたる。

(実施要項)

第21条 その他の開催上の細目については、常任理事会が定める。

(改定)

第22条 この規定は、総会の議決により改定することができる。

### 附則

この規定は、平成28年4月16日より実施する。

この規定は、平成29年4月15日より改正実施する。

この規定は、平成30年4月14日より改正実施する。

## マーチングコンテスト宮城県大会 審査内規

第1条 この内規は、マーチングコンテスト宮城県大会実施規定第14条・第15条に

基づき審査および判定について定めるものである。

第2条 審査員は、「演奏（技術）」「演奏（表現）」「行進の美しさ」「音と動きの調和」4項目について5段階で評価する。

第3条 規定課題に反した場合の減点については、以下のように扱うものとする。

1 課題について、総合得点から10点を減点する。

第4条 審査結果の処理は、理事長から委嘱された3名によって構成する判定委員会が行う。

第5条 判定委員会は、審査員の評価に基づき、各部門ごとに金・銀・銅の三段階にグループ分けする。ただし、グループ分けが困難な場合、金・銀・銅の比率は3：4：3を目安とする。また、県代表選出方法は、次の通りとする。

① 評価を点数に換算し、総合得点の高い団体を代表とする。

② ①で決着がつかない場合は、審査員の投票で決める。

第6条 第5条による結果は、会長が賞と代表を承認・決定する。

第7条 審査票と審査一覧表は、出演団体に渡す。

第8条 この内規は、総会の議決により改定することができる。

### 附則

この内規は、平成28年4月16日より実施する。  
この内規は、平成30年4月14日よりより改正実施する。  
全日本アンサンブルコンテスト宮城県大会 実施規定

## 第1章 総 則

(大会名称)

第1条 この大会は、「全日本アンサンブルコンテスト予選第〇〇回宮城県大会」と称する。

(実 施)

第2条 全日本アンサンブルコンテスト宮城県大会(以下、県大会)は、各地区吹奏楽連盟(以下、地区連盟)から推薦されたグループが参加して毎年実施する。

(各地区連盟)

第3条 選出母体たる各地区連盟は、次の通りとする。

- |                     |                         |
|---------------------|-------------------------|
| (1) 仙台青葉地区連盟        | <u>(2) 仙台宮城野・若林地区連盟</u> |
| <u>(3) 仙台太白地区連盟</u> | <u>(4) 仙台泉地区連盟</u>      |
| <u>(5) 仙南地区連盟</u>   | <u>(6) 名取地区連盟</u>       |
| <u>(7) 多賀城地区連盟</u>  | <u>(8) 大崎地区連盟</u>       |
| <u>(9) 栗原地区連盟</u>   | <u>(10) 石巻地区連盟</u>      |
| <u>(11) 登米地区連盟</u>  | <u>(12) 本吉地区連盟</u>      |

(会場・日時)

第4条 実施会場・日時などの必要事項は、宮城県吹奏楽連盟役員会(以下、役員会)で決める。

- 2 役員会は、毎年3月末日迄に、翌年度の開催要項を決める。

## 第2章 実施部門および参加人員

(実施部門)

第5条 実施部門は次の通りとし、参加グループは所属する部門に参加するものとする。

- |           |             |            |
|-----------|-------------|------------|
| (1) 小学校の部 | (2) 中学校の部   | (3) 高等学校の部 |
| (4) 大学の部  | (5) 職場・一般の部 |            |

(参加人員)

第6条 各グループの編成は、3名以上8名までとする。

## 第3章 資 格

(参加資格)

第7条 参加資格は各地区連盟に加盟している団体に所属するグループで、次の通りとする。

- (1) 小学校の部  
団体構成メンバーは、同一小学校に在籍している児童とする。
- (2) 中学校の部  
団体構成メンバーは、同一中学校に在籍している生徒とする。  
(同一経営の学園内小学校児童、小中一貫校の小学生の参加は認める。)
- (3) 高等学校の部  
団体構成メンバーは、同一高等学校および中等教育学校に在籍している生徒とする。  
(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒、中高一貫校の中学生の参

加は認める。)

(4) 大学の部

団体構成メンバーは、同一大学に在籍している学生とする。

(5) 職場・一般

団体の構成メンバーは、当該団体の団員とする。ただし第8条に該当するメンバーおよび職業演奏家の参加は認めない。

2 同一奏者が二つ以上のグループに重複して参加することは、認めない。

(入賞取消)

第8条 参加グループの資格に疑義がある時は、出場を停止または入賞を取り消すことができる。

#### 第4章 演奏・審査

(編成)

第9条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器・コントラバスによるものとする。ただし、コントラバスのみによる編成およびリコーダーの使用は認めない。

2 同一パートを2名以上で演奏することは認めない。

3 独立した指揮者は認めない。

(審査)

第10条 参加グループは、自由曲1曲を演奏して審査を受けるものとする。組曲は1曲とみなす。ただし、演奏曲は地区予選で演奏したものとする。

(著作権)

第11条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から許諾を受けなければならない。許諾を受けないでコンテストに出場することは認めない。

(演奏時間)

第12条 演奏時間は、5分以内とする。

第13条 演奏時間が超過した場合は、審査の対象としない。

(演奏順序)

第14条 演奏順序と部門順序は、その年度の役員会において決定する。

#### 第5章 表彰および代表

(審査員)

第15条 審査員は、役員会で選出し、会長が委嘱する。

2 審査員は5名とする。

3 審査方法は、別に定める審査内規による。

(表彰)

第16条 表彰は、各部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

2 県代表グループには、トロフィーを贈る。

(代表)

第17条 参加グループの中から次の数のグループを東北大会に推薦する。

小学校の部・・・2 中学校の部・・・4 高等学校の部・・・4

大学の部・・・1 職場・一般の部・・・1

#### 第6章 地区代表

(地区代表)

第18条 各地区連盟は、地区代表グループを決定し、地区大会翌日までに県吹連へ推薦・報告する。

(推薦団体数)

第19条 各地区連盟は、当該年度の加盟団体名簿に記載された団体数の3分の1(端数は切り捨て)のグループ数を推薦できる。部門ごとの割り振りは地区吹連で決定する。

## 第7章 その他

(参加費用)

第20条 参加に要する費用については、参加グループの負担とする。

(共催・後援)

第21条 県大会の実施に当たって役員会が必要と認めた場合は、共催および後援、協賛団体を持つことができる

2 共催および後援、協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

(実行委員)

第22条 県大会実行委員には、県吹連役員が中心となってあたる。

(実施要項)

第23条 その他の開催上の細目については、常任理事会が定める。

(改定)

第24条 この規定は、総会の議決により改定することができる。

## 附 則

この規定は、平成28年4月16日より実施する。

この規定は、平成29年4月15日より改正実施する。

この規定は、平成30年4月14日より改正実施する。

## アンサンブルコンテスト宮城県大会 審査内規

第1条 この内規は、アンサンブルコンテスト宮城県大会実施規定第16条に基づき、審査方法と賞の決定、代表の決定方法について定めるものである。

(金銀銅賞の決定方法)

第2条

審査員は、演奏を聞いて、A(金)、B(銀)、C(銅)の3段階で評価する。

2 審査員は、審査説明会で示されたA・B・Cの数を厳守し、審査を行う。

3 A・B・Cの数については、その年度ごとの役員会で定める。

4 賞の基準は次の通りとする。

A=3点、B=2点、C=1点と換算し、審査員合計点の上位から3分の1ずつを目安に金賞、銀賞、銅賞とする。

(代表の決定方法)

第3条

審査員はA(金)に該当すると思うグループの中から、県代表数に基づき上位順を表明する。ただし、同順位は認めない。

2 代表決定方法は次の通りとする(代表数4の場合)。

第1位=1点、第2位=2点、第3位=3点、第4位=4点、第5位=5点それ以外のA評価=6点、B評価=7点、C評価=8点と読み替え、その合計点数の少ないグループから代表とする。

3 2で決着がつかない場合は、審査員の投票で決める。

第4条 審査結果の処理は、会長から委嘱された3名によって構成する判定委員会が行う。

第5条 第2条、第3条に基づいて、会長が賞と代表を承認・決定する。

第6条 審査一覧表は、出演団体に渡す。

第7条 この内規は、総会の議決により、改定することができる。

### 附則

この内規は、平成28年4月16日より実施する。